



## 令和8年8月からの高額療養費制度(自己負担限度額)改正について

令和8年8月診療分から、厚生労働省による高額療養費制度の見直しに伴い、自己負担限度額が変更されます。所得区分によっては、これまでより自己負担額が増加する場合があります。なお、この変更は国の制度改正によるものであり、当院独自の変更ではありません。

### 70歳未満の自己負担限度額(月額)

所得区分 (年収)	令和8年7月31日まで	 <u>令和8年8月1日から</u>
区分ア (約1,160万円以上)	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (12ヶ月間に4回目以降の入院 140,100円)	270,300円 + (医療費 - 901,000円) × 1% (12ヶ月間に4回目以降の入院 140,100円)
区分イ (約770万円～1,160万円)	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (12ヶ月間に4回目以降の入院 93,000円)	179,100円 + (医療費 - 597,000円) × 1% (12ヶ月間に4回目以降の入院 93,000円)
区分ウ (約370万円～770万円)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (12ヶ月間に4回目以降の入院 44,400円)	85,800円 + (医療費 - 286,000円) × 1% (12ヶ月間に4回目以降の入院 44,400円)
区分エ (約370万円以下)	57,600円 (12ヶ月間に4回目以降の入院 44,400円)	61,500円 (12ヶ月間に4回目以降の入院 44,400円)
区分オ (住民税非課税)	35,400円 (12ヶ月間に4回目以降の入院 24,600円)	36,900円 (12ヶ月間に4回目以降の入院 24,600円)

70歳以上の自己負担限度額(月額)

所得区分 (年収)	令和8年7月31日まで	 <u>令和8年8月1日から</u>
現役並所得者Ⅲ (約1,160万円以上)	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (12ヶ月間に4回目以降の入院 140,100円)	270,300円 + (医療費 - 901,000円) × 1% (12ヶ月間に4回目以降の入院 140,100円)
現役並所得者Ⅱ (約770万円～1,160万円)	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (12ヶ月間に4回目以降の入院 93,000円)	179,100円 + (医療費 - 597,000円) × 1% (12ヶ月間に4回目以降の入院 93,000円)
現役並所得者Ⅰ (約370万円～770万円)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (12ヶ月間に4回目以降の入院 44,400円)	85,800円 + (医療費 - 286,000円) × 1% (12ヶ月間に4回目以降の入院 44,400円)
一般 (約156万円～370万円以下)	57,600円 (12ヶ月間に4回目以降の入院 44,400円)	61,500円 (12ヶ月間に4回目以降の入院 44,400円)
低所得者Ⅱ (住民税非課税)	24,600円	25,700円 (12ヶ月間に4回目以降の入院 24,600円)
低所得者Ⅰ (住民税非課税/所得が一定以下)	15,000円	15,700円